

6 輸国第 3875 号

関税割当公表第 56 号

令和 7 年度以降各年度のオーストラリア産その他の砂糖菓子に関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づく割当ての対象となるその他の砂糖菓子（以下「オーストラリア産その他の砂糖菓子」という。）の各年度における関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 7 年 2 月 14 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

オーストラリア産その他の砂糖菓子（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 1 6 0 2 . 9 0 号の 2 の（2）の A に掲げる物品のうちオーストラリア協定附属書 1 の第 3 編の第 1 節の 2 の（47）に定めるものに該当するもの並びに第 1 7 0 4 . 9 0 号の 2 に掲げる物品のうちキャンデー類及びキャラメル以外のもの）

2 各年度における合計割当数量 1 0 0 t

3 各年度における通関期限 関税割当証明書の割当年月日の属する年度

の末日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

期間終了日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日を期間終了日とする。

1 各年度における提出期間

(1) 第1回割当て

期間開始日 関税割当てを希望する年度（以下「割当年度」という。）

の前年度の3月第1火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

(2) 第2回割当て

期間開始日 6月最終火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

(3) 第3回割当て

期間開始日 10月第1火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の火曜日

(4) 第4回割当て

期間開始日 1月第3火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。

(2)から(4)の割当てについては、各年度でそれ以前に実施された割当てにおいて割り当てられなかった数量（残数量）と(2)から(3)の割当てについては、各提出期間の開始日の3週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）、(4)の割当てについては、割当年度の12月第3

木曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が 1 t 以上ある場合限り、関税割当申請書等の提出を受けて、割当てを行うこととする。

なお、(2)から(4)の割当ての実施の有無及び割当てを実施する場合の割当可能数量は、各提出期間の開始日の前の週の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）に農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間

直接持ち込みの場合は、午前 10 時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時までとする。

第 5 関税割当申請者の資格

次の全ての要件を満たす者

- 1 オーストラリア産その他の砂糖菓子の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であることについて、法人にあっては登記事項証明書の目的欄、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出できる者
- 2 割当年度の前年度又は割当年度において、第12の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

第 6 関税割当申請書等の提出方法

以下の 1 又は 2 の方法により提出することができる。

1 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第 4 の 1 の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 菓子係宛

2 電子メールによる提出

件名を「「オーストラリア産その他の砂糖菓子関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp

第7 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

2 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、割当年度の前年度における割当実績を有する者であって、申請時点において内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。また、割当年度に本関税割当てを2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、これらの書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。

3 第4の1の（1）の期間に申請する場合であって、割当年度の前年度に割当実績があるときは、同年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書（原本）。ただし、令和6年3月末までに通関する予定があるときは、当該関税割当証明書の写し及びその輸入に係る関連書類を添付する。

4 オーストラリア産その他の砂糖菓子の割当年度の前年度の月別輸入通関実績（第4の1の（1）の期間に申請する場合には、割当年度の前年度3月末見込みを含む。）及び割当年度の月別輸入計画数量等一覧表（申請時までの輸入実績も含む。）（別記様式1）

5 関税割当証明書送付先及び申請に係る問合せ先（別記様式2）

第8 申請上限数量及び割当基準

1 第4の1の(1)の割当て

1 申請者当たりの申請数量は、10 t 又は割当年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない方を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。

- (1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる各年度における合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

- (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる各年度における合計割当数量を超える場合

各申請者に対して第1の2に掲げる各年度における合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1 kg に満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が1 kg に満たない申請者に対する割当ては行わない。）。

2 第4の1の(2)から(4)の割当て

第4の1の(2)及び(3)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は10 t、使用（販売）計画数量（第4の1の(2)の割当ての場合は、割当年度の8月初日から3月末日までの間、第4の1の(3)の割当ての場合は、割当年度の11月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない方を上限、第4の1の(4)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（割当年度の2月初旬から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申

請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1 kg に満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が1 kg に満たない申請者に対する割当ては行わない。）。

3 割当年度の前年度に割当てを受けた者のうち、関税割当証明書によって確認された同年度に割当てを受けたオーストラリア産その他の砂糖菓子の特許数量（複数回割当てを受けた場合は、その合計特許数量）を同年度における同品目の割当数量（複数回割当てを受けた場合はその合計割当数量）で除して得られる消化率が9割未満の者の割当年度における申請数量は、割当年度の前年度の消化率の算出に用いた特許数量を同年度の関税割当証明書の割当月から年度末までの月数（割当月は1月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。）で除し、割当年度の関税割当証明書の割当予定月から年度末までの月数（割当予定月は1月と数える。）を乗じた数量を限度とする（注1）（注2）（注3）。

（注1）算出された数量のうち1 kg に満たない端数は、これを切り捨てる。

（注2）割当年度の前年度の12月第3木曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。ただし、割当年度が令和7年度の場合は令和6年12月20日（金）とする。）までに返還された割当数量は、消化率の計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。

（注3）割当年度に複数回申請を行う場合において、第1回割当て、第2回割当て又は第3回割当て申請の際に按分により割当数量が申請数量よりも削減された場合は、その削減された申請数量は、第2回割当て、第3回割当て及び第4回割当ての申請において、申請した数量として扱わない。

第9 関税割当証明書の交付

1 (1) 第4の1の(1)の割当て

関税割当証明書を割当年度の4月1日付で発給する。

ただし、割当年度の前年度に割当てを受けた者のうち、有効期間が満了した関税割当証明書の未返納の者に対しては、未返納の関税割当証明書が全て返納されるまで新たな関税割当証明書を交付しない。

1 (2) 第4の1の(2)、(3)及び(4)の割当て

原則として各提出期間の最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日には算入しない。）以内に発給するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(1)の割当てについては4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

第10 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定め違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

(1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。

(2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。

(3) 割当数量を全て消化したとき。

- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
 - (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。
- 2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。
- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式3)
 - (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」(経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について(平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。))記載要領様式第1)
- 3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第12 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項(以下「違反等事項」という。)に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者(以下「違反等事項該当者」という。)に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実

を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第 13 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（又は名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の交付に関連する業務以外には使用しない。ただし、1 に掲げる公表のための内容を除く。

第 14 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第 3）の提出部数はそれぞれ 1 通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領に

よるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 割当年度に割当てを受けた者のうち、関税割当証明書によって確認された同年度に割当てを受けたオーストラリア産その他の砂糖菓子を通関数量（複数回割当てを受けた場合は、その合計通関数量）を同年度における同品目の割当数量（複数回割当てを受けた場合は、その合計割当数量）で除して得られる消化率（※）が9割未満の者の割当年度の翌年度における申請数量は、割当年度の消化率の算出に用いた通関数量を同年度の関税割当証明書の割当月から年度末までの月数（割当月は1月と数える。複数回の割当てを受けた場合は、割当期間が最も長い証明書の月数とする。）で除し、割当年度の翌年度の関税割当証明書の割当予定月から年度末までの月数（割当予定月は1月と数える。）を乗じた数量を限度とする（注1）（注2）（注3）。

$$\begin{array}{l} \text{(※)} \\ \text{消化率} = \frac{\text{割当年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{割当年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}} \end{array}$$

（注1）算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

（注2）割当年度の12月第3木曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された割当数量は、消化率の計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。

（注3）割当年度の翌年度に複数回申請を行う場合において、第1回割当て、第2回割当て又は第3回割当て申請の際に按分により割当数量が申請数量よりも削減された場合は、その削減された申請数量は、第2回割当て、第3回割当て及び第4回割当ての申請において、申請した数量として扱わない。

- 5 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

- 6 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等

の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。

7 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

8 本公表は、令和7年度の関税割当てから適用する。